

東京 2020 大会テストイベントに係る談合報道に関する調査
当面の調査状況について

令和 4 年 12 月 26 日

はじめに

令和4年11月20日、東京2020大会のテストイベントに関して、組織委員会が発注した業務の契約を巡り談合が行われた疑いがあると報道されたことから、同月24日、都は、潮田副知事をリーダーとする調査チームを立ち上げた。

調査チームにおいては、組織委員会における契約手続き等の適正性を確認するため、捜査等に支障を来さない範囲で行うとの前提のもとで、関連する文書等から事実の確認を行うこととした。

調査では、清算法人の協力も得て、組織委員会の規程や手続きなど客観的な事実について、まず、テストイベント計画立案業務から確認を行った。また、東京都より組織委員会に派遣された関連職員からのヒアリングについて、その方法や内容を設定し、聞き取りを開始した。なお、調査にあたっては、コンプライアンスや契約調整など関係局の担当部署等から助言を得ながら進めてきた。

本書では、組織委員会の契約等に係る規程や書類、また共同実施事業における書類等について、現在までに調査チームとして確認できた事実をとりまとめ、さらに都派遣職員からの聞き取りについて、その状況を記載した。また、今後の調査の進め方についても記載した。

なお、本件については現在も捜査等が行われているため、都は、それらの状況を踏まえて調査を継続し、調査の結果については、捜査・公判の状況を見極めながら、改めて公表を行う。

令和4年12月26日

東京2020大会テストイベントに係る談合報道に関する調査チーム

目次

1	調査概要	1
	(1) 調査実施の経緯	1
	(2) 調査の目的・期間	2
	(3) 調査チームの体制	2
	(4) 調査の手順と内容	2
2	清算法人における現時点での確認結果	3
2-1	テストイベントについて	3
	(1) テストイベントの実施	3
	(2) テストイベントの実施方針の決定	3
	(3) イベント運営事業者の活用	4
	(4) テストイベントの設定や実施時期の考え方	4
	(5) テストイベント計画立案業務委託の所管部署（組織図）	6
2-2	組織委員会における契約方法の決定等について	7
	(1) 契約方法の決定	7
	(2) 予定価格の設定	7
	(3) 受託者選考、事業者決定基準、入札参加条件等	8
	(4) 落札者及び価格交渉	8
	(5) 契約結果の公表	8
2-3	テストイベントの計画立案業務委託における契約方法の決定等	9
	(1) 総合評価方式一般競争入札	9
	(2) 受託者選考の概要	9
	(3) 事業者決定基準	10
	(4) 入札参加条件	11
	(5) 各案件の入札・契約手続きの状況	12
2-4	未然防止の取組	13
	(1) 事業者に対して	13
	(2) 職員に対して	13
2-5	清算法人からの提供資料	14
3	共同実施事業における書類等の確認	16
	(1) 共同実施事業とは	16
	(2) 執行段階における確認について	16
	(3) テストイベント計画立案業務委託	17

4	東京都より組織委員会に派遣された関連職員からのヒアリング.....	20
	（1）ヒアリングの目的.....	20
	（2）ヒアリングの方法.....	20
	（3）主なヒアリング項目.....	21
5	今後の調査の進め方.....	22
	（1）これまでの取組.....	22
	（2）調査の継続・拡大.....	22
	（3）有識者会議における助言.....	23
	（4）今後の調査について.....	23

1 調査概要

(1) 調査実施の経緯

- 令和4年11月20日、「東京2020大会組織委員会元理事の受託収賄事件の捜査において、贈賄側の一部が、テストイベントに関する入札で談合が行われたと東京地検特捜部に説明した」との報道があった。
- 同月22日には「テスト大会計画立案業務落札業者が本大会の運営も担える約束」があったとの報道がなされたほか、23日には、「広告会社などから組織委員会へ出向していた複数の職員が、テストイベントの業務について入札開始前に「割り振り表」を作成した疑いがある」などの報道があった。
- こうした報道を受け、同月24日に設置された「調査チーム」の下で、組織委員会の清算法人にも協力を求め、都として調査を行うこととした。
- 同月25日、「東京地検特捜部と公正取引委員会が、独占禁止法違反の容疑で、受託会社及び組織委員会元職員の自宅の家宅捜索を行った」との報道があった。
- 同月26日には、「組織委員会が平成29年始めにIOCからテストイベント準備の進展を懸念されたことを受けて、電通に対し応札の見込める企業の意向調査を依頼した」「本大会などの業務で利益を確保することを目的にテスト大会の段階で業者間の受注調整が行われた疑い」との報道があった。また、同月27日には、「テストイベント計画立案業務の入札のほとんどが1社応札であった」などの報道があった。
- 11月29日には、第一回調査チーム会議を開催した。
- 12月13日には、「組織委員会側が入札前に電通側に対し、応札予定企業の一覧表を添えて「これで合意した」とメールで伝達していた。複数の組織委員会元幹部や電通幹部が談合の合意に関わっていた疑いがある」との報道があった。
- 12月14日には、第二回調査チーム会議を開催した。

- 12月22日には、第三回調査チーム会議を開催した。

(2) 調査の目的・期間

- 談合報道を受け、契約手続き等の適正性を確認するため、都として調査を実施する。
- 契約手続き、業者選定手続き、意思決定過程などの文書等から、事実の確認を行う。
- これまでの調査期間は、令和4年11月24日から12月26日までである。

(3) 調査チームの体制

リーダー：潮田勉副知事

サブリーダー：中村倫治政策企画局長、野間達也総務局長

事務局：政策企画局総務部、オリンピック・パラリンピック調整部

総務局総務部

協力：財務局経理部

(4) 調査の手順と内容

- 組織委員会の規程や手続きなど、客観的な事実について、まず、テストイベント計画立案業務の確認を行う。
- 清算法人に対して規程や書類等の確認を求め、都において、共同実施事業に係る書類等を確認する。
- 都より組織委員会に派遣された関連職員からの聞き取りの方法や内容を設定し、聞き取りを開始する。

2 清算法人における現時点での確認結果

テストイベントについて、組織委員会における業者選定、契約手続きに関する規程等がどのようなものであったか、清算法人に書類等の提供を求め、確認した。

2-1 テストイベントについて

(1) テストイベントの実施

- テストイベントは、開催都市契約※において、「本大会の開会式の前に、組織委員会は、会場と運営のテストのために、本大会中に使用することが予定されている設備および施設にて、本大会プログラムに含まれる各競技および種別のために競技大会を企画および開催するものとする。」と規定されている。

※ 東京都、JOC（公益財団法人日本オリンピック委員会）、IOC（国際オリンピック委員会）、組織委員会の4者が、大会開催に向けて遵守すべき合意書。

- 東京2020大会の成功に向けて、大会の運営を担う大会スタッフやステークホルダーの能力を高めるため、多くの競技においてテストイベントを実施した。
- テストイベントでは、開催競技や会場ごとのオペレーションを確認するため、東京2020大会で使用する競技会場を実際に使用し、競技運営、会場運営、テクノロジー、セキュリティ、スタッフ等の多くの項目においてテストを行った。

(2) テストイベントの実施方針の決定

- 2016年12月に「東京2020大会運営テストプログラム（テストイベントアプローチ）」を定め、テストイベント運営に関しては、①競技エリア（FOP）、②テクノロジー、③運営スタッフの3つを主要なテスト項目とした。
- テストイベントは、IF（国際競技連盟）又はNF（国内競技連盟）が主催するものと、組織委員会が主催するものに分けられるが、限られた予算

で効果的に実施するため、費用負担の原則的な考え方を次のとおり定めた。

- ・ IF 又は NF が主催するテストイベントでは、開催に係る基本費用は主催者が負担し、付加的なテストに係る経費を組織委員会が負担する。
- ・ 組織委員会が主催するテストイベントでは、適正なテストを効率的に実施するために必要最小限の範囲で行い、観客向けサービスは実施しない。

(3) イベント運営事業者の活用

- テストイベントの運営に当たっては、イベント経験などに基づいて、IOC、IPC (国際パラリンピック委員会)、IF、NF、その他の各ステークホルダー等の関係者との調整や、競技運営や会場運営といった東京 2020 大会の運営の取りまとめを行う必要があった。
- そこで、組織委員会の大会スタッフの経験不足を補うため、国際大会や各競技大会の実施経験を有するイベント運営事業者を活用することとした。
- 2018 年から順次、競技ごとにイベント運営事業者を決定し、彼らの知見を生かしつつ、テストイベント実施計画の策定、推進体制の構築、コスト最適化に向けた概算予算の検討等の準備を進めた。

(4) テストイベントの設定や実施時期の考え方

- テストイベントの設定に当たっては、競技などに応じて次の 3 つの基準を設け、テストイベントの実施が推奨にとどまるパラリンピック競技についても、積極的にテストを行った。
 - ① オリンピック競技は原則全競技、全種目をテスト
 - ② パラリンピック特有の競技をテスト
(例：パワーリフティング、ゴールボール、ボッチャ、車いすラグビー、パラ水泳、パラ陸上競技等)

- ③ オリンピック・パラリンピックを同イベントで実施可能な競技は、1回のイベントで双方のテストを実施
(例：アーチェリー、トライアスロン、カヌースプリント、テニス等)
- また、日程群は、原則として次のとおりとした。
 - ① WAVE 1 (2019年6月から同年9月まで)
屋外競技を中心に夏季(本大会と同月)にテストを実施(22回)
 - ② WAVE 2 (2019年10月から2020年2月まで)
屋内競技を中心にテストを実施(13回)
 - ③ WAVE 3 (2020年3月から同年5月まで)
指揮命令系統の最終確認を目的としたテストを実施(19回)

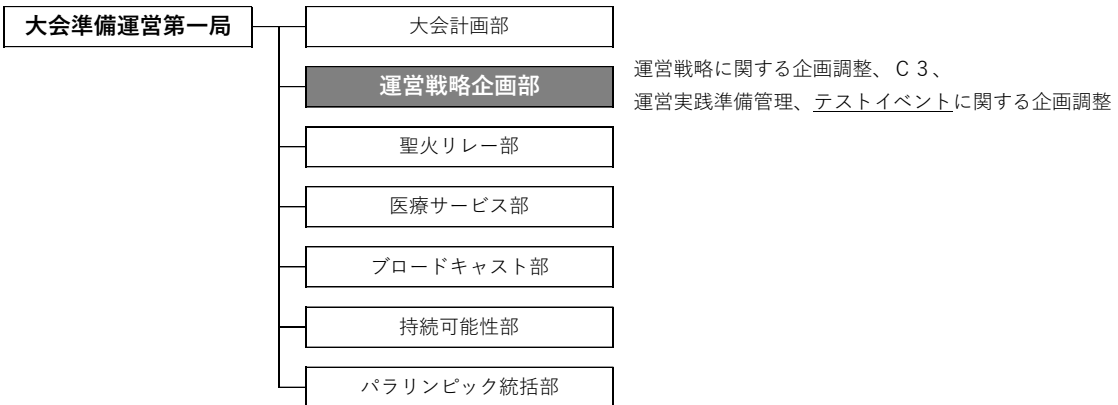
※上記のほかに2018年に2回のテストイベントを実施。

上記のとおり、WAVE 1 から WAVE 3 までのテストイベントが効率的かつ効果的なものとなるように計画的な運営を実施していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、2020年4月以降に予定されていたテストイベントを中断することとなった。東京2020大会の開催延期後の日程が決定した後、中断されたテストイベント及び競技会場が変更となったマラソンのテストイベントを2021年4月から7月にかけて改めて実施することとした。

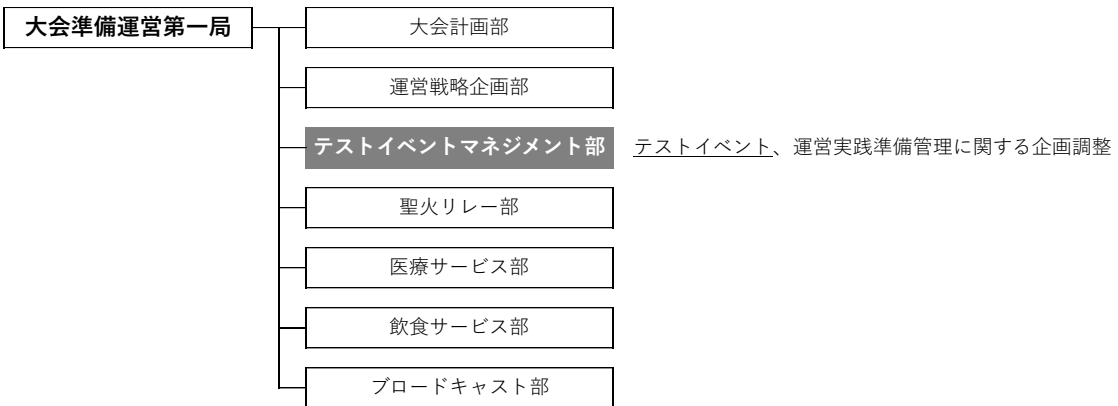
延期後のテストイベントでは複数の競技の同日開催を試みるなど、より東京2020大会の開催期間中に近い環境でテストを行うことで、大会の開催準備にとって有意義なものとすることができた。

(5) テストイベント計画立案業務委託の所管部署 (組織図)

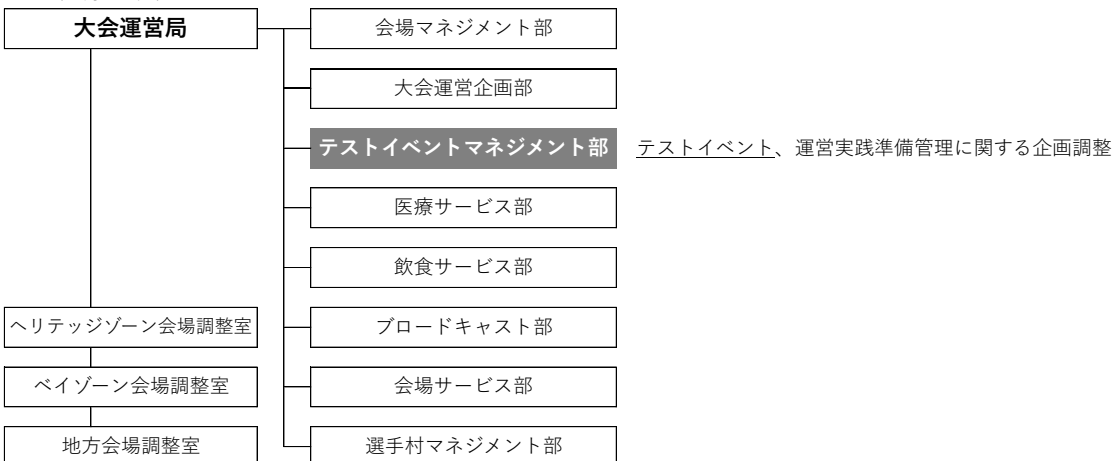
2017年4月1日現在



2018年4月1日現在



2018年7月1日現在



2-2 組織委員会における契約方法の決定等について

(1) 契約方法の決定

組織委員会における契約は、会計処理規程により、競争入札、複数見積契約、プロポーザル方式契約、特別契約のいずれかにより締結することとされていた。

手続きについては、「調達規則」、「調達細則」において定められており、競争入札方式のうち一般競争入札により契約を締結しようとする場合は、入札への参加資格等を組織委員会のホームページ又はビジネスチャンス・ナビ 2020 に掲載し、公表することとなっていた。

調達方式及び予定価格等については、調達規則等において、調達金額が 3,000 万円以上の委託契約は、副事務総長を長とし、弁護士や公認会計士といった外部有識者並びに複数の局長で構成される調達管理委員会における審査を経た上で、調達部長が決定することとされていた。また、調達金額が 3,000 万円未満の委託契約については、下部の審議機関である調達会議における審査を経た上で、調達部長が決定することとされていた。

※令和元年6月以降は、調達金額が2億円以上の委託契約については調達管理委員会、2億円未満の委託契約については調達会議において、調達方式及び予定価格等を審査

※調達管理委員会では、構成員の出向元が受託先となる可能性がある場合は、当該職員は参加しなかったと清算法人から報告を受けている。

(2) 予定価格の設定

「調達細則」によると、予定価格は調達部長が契約の目的となる物品等について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡及び履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとされていた。

(3) 受託者選考、事業者決定基準、入札参加条件等

受託者選考等については、「事業者選定審査会設置要綱」「事業者選定実施要領」「事業者決定基準」に必要事項を規定し、実施していた。

(4) 落札者及び価格交渉

「調達細則」によると、落札者については、下記のとおり定められていた。

- 入札の結果、入札者のうち予定価格の範囲内において最低価格で入札したものを落札候補者とする。
- 入札価格が予定価格の範囲内の価格の入札がない場合、再度の入札を行うか、または、当該入札を打ち切り、入札者のうち最低の価格で入札をした者との間で価格交渉を行う。

(5) 契約結果の公表

組織委員会のホームページにおいて、年度ごとに調達案件一覧を公表し、案件名・契約方法・契約企業名を公表していたほか、一定金額を超える入札案件については、案件名・契約金額・選定理由等を公表していた。

また、共同実施事業※に該当する案件は、都のホームページにおいて、契約案件一覧を公表し、契約件名・契約者・調達方法・契約金額を公表している。

※東京 2020 大会の役割（経費）分担に関する基本的な方向に基づき、大会の準備のため、組織委員会が東京都、国等の関係者からの役割（経費）分担に応じ負担する資金を使用して実施する事業。

2-3 テストイベントの計画立案業務委託における契約方法の決定等

(1) 総合評価方式一般競争入札

テストイベントの計画立案業務委託は、その調達金額※が3,000万円以上であるため、調達管理委員会において調達方式が審査された。調達方式は、総合評価方式一般競争入札とすることが決定された。

※調達管理委員会設置要綱において、関連する事業及び継続性等を考慮するとされている。

(2) 受託者選考の概要

「事業者選定審査会設置要綱」及び「対象競技のテストイベント実施に向けた計画立案等及び計画支援業務委託（1）事業者選定実施要領」によると、下記のとおりであった。

- 参加者により提出された、技術提案書・見積書にて第一次選考を行う。
- 第一次選考を通過した参加者については、参加者により提出された証明書等に基づく資格審査、技術提案書・見積書及び審査当日のプレゼンテーションにより個別に審査を行う。
- 組織委員会の策定した審査基準により審査し、最も高い評価を得た参加者を契約候補者として選定する。
- 審査の結果によっては、全ての参加者を採用しない場合があるほか、契約候補者との間で本契約内容について合意に至らない場合には、他の参加者との間で本契約締結に向けて協議する場合もある。
- 事業者選定は、対象競技のテストイベント実施に向けた計画立案等および計画支援業務委託に関する委託の契約候補者を選定するために必要な審議を行う事業者選定審査会を設置して行う。
- なお、事業者選定審査会の構成員※は次のとおり。

[2018年6月末まで]

委員長 大会準備運営第一局

- 委員 1 大会準備運営第一局
- 委員 2 大会準備運営第一局
- 委員 3 大会準備運営第二局
- 委員 4 大会準備運営第二局
- 委員 5 スポーツ局
- 委員 6 企画財務局

[2018年7月以降（組織改正）]

- 委員長 大会運営局
- 委員 1 大会運営局
- 委員 2 大会運営局
- 委員 3 大会運営局
- 委員 4 大会運営局
- 委員 5 スポーツ局
- 委員 6 企画財務局

※構成員については、捜査に支障が生じる可能性があることから、具体的な職名は提供されず、所属局のみが清算法人より提供された。

(3) 事業者決定基準

「事業者決定基準について」によると、審査当日のプレゼンテーションによる個別審査については、以下の内容を踏まえ、受託者を決定することが定められていた。

- 定められた評価方法により算出された技術点と価格点の合計点が最も高い者を受託者とする。
- 点数については100点満点とし、得点配分については、技術点70点、価格点30点とする。なお、技術点については70点満点とし、内訳は、次のとおりとする。
 - ・対象競技イベント開催の実績：30点

- うち・国内外の大規模競技大会における運営実績：15点
 - ・対象競技における実績：15点
- ・対象競技テストイベント実施方針書：15点
 - うち・会場運営計画における考え方：5点
 - ・会場仮設計画における考え方：5点
 - ・競技運営計画における考え方：5点
- ・委託実施の推進体制についての提案：5点
- ・対象競技テストイベント事業実施における予算計画の管理手法及び本大会コスト最適化にむけた提案：20点

(4) 入札参加条件

「対象競技のテストイベント実施に向けた計画立案等及び計画支援業務委託（1）事業者選定実施要領」によると、入札参加条件は以下のとおり定められていた。

○ 参加資格

次に掲げる(1)から(4)の条件をすべて満たし、かつ(5)または(6)の条件のいずれかを満たしている者とする。

- (1) 法人格を有していること
- (2) 日本国内に営業の拠点を有していること
- (3) 日本語で本契約に基づく業務対応が可能であること
- (4) 日本の法律、商慣習等を理解し、国内外の関連企業と連携して事業を実施できること
- (5) 国内外の大規模競技大会における運営実績
 - 東京オリンピック・パラリンピック競技大会における実施競技の世界選手権や、国内大会（国内競技団体が主催）、プロリーグ等の大会の総合的な運営経験があること
- (6) 対象競技における実績

テストイベントを実施する対象競技において、国際競技団体や国内競技団体と連携し、総合的に大会を運営したことがあること

(7) 留意点

(2)から(6)の条件については、1社では条件を満たさない場合でも、企業共同体を組むことにより条件を満たせば参加可能となる。企業共同体を組む場合は、幹事会社を明確にすること。幹事会社は企業共同体を代表すると共に、本業務全てに対して責任を負うものとする。また、組織委員会からの委託料の支払いは全て幹事会社に対して行う。なお幹事会社は1社のみに限る。

1社が複数の企業共同体に参加して、別の参加者として複数応募することはできない。企業共同体を組む場合、その全参加企業と組織委員会との間で拘束力のある本契約を締結する。

本件は、関係者支援調整業務の委託も含まれており、テストイベントの主催者になりうる団体、企業は参加できないものとする。

(5) 各案件の入札・契約手続きの状況

各案件が適切に入札・契約手続きされていたか、資料2「各案件の入札・契約手続きの状況」のとおり確認した。

確認した結果、各案件は、規程に則り経営会議や調達管理委員会等において承認を経て実施していたことが確認できた。なお、案件公表・調達方式・予定価格の稟議については、調達部長が決定することと定められていたものの、調達部長よりも上位の職にある者が決定しているものが一部見受けられた。また、入札案件公表稟議の決定日と公表日の整合性や、契約締結稟議の決定日と契約締結日の整合性がとれていないものも一部見受けられた。

2-4 未然防止の取組

(1) 事業者に対して

入札参加事業者の募集に当たっては、組織委員会のホームページで公表した「取引を希望される事業者の皆様へ手続・注意事項のご案内」において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等への抵触行為など競争を阻害する行為を行わないよう周知していた。また、契約の履行に当たり、適切な契約の履行に必要な環境整備・安全管理を行うとともに、法令遵守に努めること、「持続可能性に配慮した調達コード」を遵守することなどを求めている。

「持続可能性に配慮した調達コード(第3版)」においては、独占禁止法や下請法の遵守など公正な取引慣行を遵守するよう明記していた。また、入札参加に当たっては、「持続可能性に関する確認について」において、調達コードに即した取組状況に関するチェックリストの提出を求め、契約締結に当たっては、調達コードを遵守する誓約書の提出を受けることとしていた。

(2) 職員に対して

①入札等に係る秘密情報の取扱いなどの職員への周知

秘密情報の取扱いについては、「秘密情報管理規程」、「秘密情報取扱要綱」などを整備するとともに、「コンプライアンスの手引き」、「みなし公務員Q&A」を作成し、「コンプライアンス通信」において、入札等に係る秘密情報の管理を徹底するなど、職員に周知していた。

②コンプライアンスの遵守

「秘密情報管理規程」によると、秘密保持義務として、組織委員会の職員は、在職中及び退職後を問わず、秘密情報を組織委員会の業務以外の目的に使用してはならず、アクセス権者以外のいかなる者にも開示してはならないとしていた。また、「コンプライアンス

の手引き」には、自身の出向元企業に対しても秘密情報を漏らしてはならない旨が明記されていた。

「コンプライアンス通信」(2017年9月)では、契約をテーマに、コンプライアンスの視点から、①適正な手続、②公正な競争、③秘密情報の管理について記載されていた。

2-5 清算法人からの提供資料

確認に当たり、資料を要求した結果、清算法人からこれまで公表されていなかった内部規則や要綱などを含む下記資料が提供された。(資料1「組織委員会関連資料」)

なお、非公表となっている入札経過情報等や特別契約の契約金額については、捜査等に支障が生じる可能性があるとの理由で提供されなかった。

<清算法人提供資料一覧>

- (1) 会計処理規程(平成29年7月24日 理事会決定)
- (2) 調達規則(平成27年12月10日 事務総長決定) ※1
- (3) 調達細則(平成29年7月13日 事務総長決定) ※1
- (4) 調達管理委員会設置要綱(平成29年3月28日 事務総長決定) ※1
- (5) 【改正】調達管理委員会設置要綱(令和元年6月7日 事務総長決定) ※1
- (6) 対象競技のテストイベント実施に向けた計画立案等および計画支援業務委託の委託事業者選定審査会設置要綱 ※1
- (7) 対象競技のテストイベント実施に向けた計画立案等及び計画支援業務委託(1)事業者選定実施要領 ※2
- (8) 事業者決定基準について ※2
- (9) 組織委員会における調達について(取引を希望される事業者の皆様へ手続・注意事項のご案内)
- (10) 持続可能性に配慮した調達コード(第3版)
- (11) 持続可能性に関する確認について

- (12) 秘密情報管理規程(平成 28 年 6 月 13 日 理事会決定)
- (13) 秘密情報取扱要綱(平成 29 年 3 月 23 日 事務総長決定) ※1
- (14) コンプライアンス規程(平成 27 年 1 月 23 日 理事会決定)
- (15) コンプライアンスの手引き ※1
- (16) みなし公務員 Q&A(平成 27 年 6 月 29 日 総務局) ※1
- (17) コンプライアンス通信第 2 号(平成 29 年 9 月) ※1
- (18) 公益通報処理要綱(平成 28 年 12 月 13 日 事務総長決定) ※1
- (19) 談合情報取扱要綱(平成 29 年 7 月 13 日 事務総長決定) ※1

※1 今回の調査で新たに公表となる資料

※2 入札当時公表されていた資料

3 共同実施事業における書類等の確認

(1) 共同実施事業とは

- 共同実施事業とは、平成 29 年 5 月 31 日の東京 2020 大会の役割(経費)分担の合意(大枠の合意)に基づき、都や国の資金を使用して、組織委員会が実施する事業をいう。
- 共同実施事業においては、東京都、国及び組織委員会によって構成する共同実施事業管理委員会により、計画、各年度予算、執行の各段階で経費の確認を行った。
- 大会経費の計画(V予算)の段階や、各年度の予算の段階においては、主として共同実施事業管理委員会で、全体規模や事業の内容などについて確認を行い、執行の段階においては、共同実施事業管理委員会の下部組織である作業部会で、契約案件ごとに確認を行った。
- 執行段階の確認については、共同実施事業に係る都の当初予算が計上された平成 30 年度の執行分から開始した。

(2) 執行段階における確認について

- 執行段階の確認における確認の基本的な考え方としては、
 - ・ 経費の負担が大枠の合意の考え方に基づくものであること
 - ・ 事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること
 - ・ 経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価など)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること
 - ・ その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであることとしている。
- また、作業部会において確認する案件は、一契約当たり、請負、委託にあっては 3 億 5 千万円以上、物件の買入、売払、借入、貸付にあっては 6

千万円以上の案件とし、それに満たない額の確認については、東京都オリンピック・パラリンピック準備局の担当部で確認することとした。これは、東京都事案決定規程における局長決定、部長決定の区分に準じて設定している。

- 複数の類似契約がある場合には、当該契約をまとめたものを一契約として確認することとした。
- なお、作業部会における会議資料や議事要旨、公費の対象となった共同実施事業の契約一覧は、都のホームページに掲載されている。

(3) テストイベント計画立案業務委託

- テストイベント計画立案業務委託では、対象競技にパラリンピックのテストイベントが含まれる会場について、パラリンピック経費として、都・国がそれぞれ1/4相当額を負担することとしている。
- 本案件が、執行段階において、作業部会などでどのように確認がなされているか、個別案件確認表等の東京都作業部会資料などで確認を行った。

発注時期	確認方法	確認状況		
		執行前	執行後	支払
第一次発注 東京国際フォーラム、幕張メッセ、アクアティクスセンター・東京辰巳国際水泳場、青海アーバンスポーツ会場・有明BMXコース	平成29年度に契約手続開始 →執行後の年度末に確認	—	○	○
第二次発注 さいたまスーパーアリーナ、サッカー会場	パラ経費の該当なし	—	—	—
第三次発注 陸上自衛隊朝霞訓練場、馬事公苑・海の森クロスカントリーコース、新国立競技場・東京体育館、国立代々木競技場、有明体操競技場、有明アリーナ、海の森水上競技場・カヌー・スラローム会場	契約1件あたり 3億5,000万円未満 →担当部で確認	○	○ (一部)	○ (一部) ※
第四次発注 釣ヶ崎海岸サーフィン会場、江の島ヨットハーバー、伊豆ハートルーム・伊豆MTBコース、日本武道館、国技館、潮風公園、東京スタジアム・武蔵野の森総合スポーツプラザ、有明テニスの森、大井ホッケー場、夢の島公園アーチェリー場、霞ヶ関カンツリー倶楽部、野球会場、お台場海浜公園	第四次発注時に、第一次～第四次の見積額合計が3億5,000万円超と判明 →作業部会において全体を共有し、第四次発注分(夢の島公園アーチェリー場)を確認	○	○	○

注) 確認の対象は8契約(下線部)であるが、支払を行ったのは5契約(太字)である

※ 執行後確認に関係書類が提出されなかった新国立競技場・東京体育館、国立代々木競技場、海の森水上競技場・カヌー会場については、公費負担の対象外

- 共同実施事業においては、執行時の確認は平成 30 年度分から開始したが、本案件の第 1 次発注では、平成 29 年度に組織委員会の発注手続が開始されていたことから、事前の執行前確認ではなく、執行後の年度末に確認することとした。
- 第 2 次発注ではパラリンピック経費が該当する契約はなかった。
- 第 3 次発注では、新国立競技場・東京体育館、国立代々木競技場、有明体操競技場、海の森水上競技場・カヌースラローム会場の契約にパラリンピック経費が該当するが、これらにおいては、契約単位での見積額が 3 億 5 千万円未満であったため、オリンピック・パラリンピック準備局の担当部で確認をした。
- 第 4 次発注に際しては、それまでの第 1 次発注から第 4 次発注までの見積額をすべて合計すると、3 億 5 千万円を超えることが判明した。このため、「複数の類似契約がある場合には、当該契約をまとめたものを一契約とする」という共同実施事業の確認の規程を勘案して、作業部会において、計画立案業務委託契約に係る全体（26 件）を共有するとともに、第 4 次発注の夢の島公園アーチェリー場について、確認を行うこととした。
- 執行前の確認においては、必要性、効率性、納得性などの観点から
 - ・パラリンピックの競技・選手に深く関わる経費（パラリンピック経費）があること
 - ・本大会の計画を把握・精査し、テストイベント向けの運営計画を策定する必要があること
 - ・大会経費 V 2 の範囲内であり、また、競技ごとではなく一定の会場をまとめたクラスター単位で発注され、効率的であると考えられること
 - ・専門業者からの下見積りを徴取し、総合評価方式で発注することなどを確認した。
- 執行後には、事業の実施内容や金額、金額按分の考え方について確認を行った。

- 確認対象となった8件のうち、新国立競技場・東京体育館、国立代々木競技場、海の森水上競技場・カヌースラローム会場の3件については、執行後に関係書類の提出がなされなかったため、公費の負担対象とせず、東京国際フォーラム、幕張メッセ、アクアティクスセンター・辰巳国際水泳場、有明体操競技場、夢の島公園アーチェリー場の5件について、パラリンピック経費の対象として、公費を支払った。
- これら5件の契約については、都のホームページにある共同実施事業の契約一覧に掲載されている。

4 東京都より組織委員会に派遣された関連職員からのヒアリング

(1) ヒアリングの目的

職員からの聞き取りの目的は、個人の責任を問うことではなく、都派遣職員が組織委員会においてどのような業務に従事し、その業務を通じてテストイベントや本大会の運営にどのように関わったかを聞き取り、事実を確認することである。

(2) ヒアリングの方法

ア 対象

- 2017～2018年度に東京都から組織委員会に派遣されていた職員のうち、当初は、テストイベント計画立案業務の契約事務にかかわった職員を対象者とした。
- その後、報道の経過等を踏まえ、より正確にテストイベント契約に係る業務の状況や意思決定過程等を確認するため、会場運営、競技運営担当に関わった職員を加え、これまでに約100名から聞き取りを行った。
- なお、職員からの聞き取りについては、すべて終了した後に、聞き取りにより確認できた事実や、その内容を分析し明らかとなった課題などを公表する。

<対象者の配属部署の内訳>

企画財務局	大会運営局※	スポーツ局	その他
20名	46名	26名	14名

※ 大会運営局は、2018年6月30日までは大会準備運営第一局と大会準備運営第二局であった。

- 今後、対象とする職員の配属部署や派遣期間を拡大するとともに、組織委員会の会計監査人等へのヒアリングの実施についても検討する。

イ 実施体制

組織委員会に派遣された経験のない職員3名（政策企画局管理職、記録担当、総務局グループ戦略課）を1班として2班体制で実施

（3）主なヒアリング項目

- テストイベントの計画、内容、委託等は、いつ、どのように決められていたか。
- 入札経過はどのようなものだったか。
- 情報管理はどうしていたか。
- 入札参加事業者には、誰がどのように接触していたか。
- 組織委員会における契約、利害関係者との接触に係るコンプライアンスはどのようなものだったのか。

5 今後の調査の進め方

(1) これまでの取組

- 調査チームは、まず事実確認を行うため、以下のとおり手順を決めて実施してきた。
 - ・組織委員会の規程や手続きなど、客観的な事実について、まず、テストイベント計画立案業務の確認を行う。
 - ・清算法人に対して規程や書類等の確認を求め、都において、共同実施事業に係る書類等を確認する。
 - ・東京都より組織委員会に派遣された関連職員からの聞き取りの方法や内容を設定し、聞き取りを開始する。
- これにより、テストイベント計画立案業務の契約手続き、意思決定過程を確認した。また、これまで公表されていなかった関係規程等を新たに公表した。
- 共同実施事業の対象となる契約については、共同実施事業作業部会等における書類等を確認した。
- 東京都より組織委員会に派遣された関連職員に対しては、どのような業務に従事し、その業務を通じてテストイベントや本大会の運営にどのように関わったかを聞き取るため、予め設定した実施方法や内容により、聞き取りを進めている。

(2) 調査の継続・拡大

- 調査開始後の報道の経過もあり、これまでテストイベントの計画立案業務について確認を行ってきたが、テストイベントや本大会の運営などについて、契約にかかる手続きや意思決定過程、業務の状況等を確認することとした。
- 組織委員会のガバナンスやチェックの状況などについても確認するため、会計監査人等に対するヒアリングの実施を検討していく。
- こうしたことから、職員からの聞き取りについては、対象とする職員の

配属部署や派遣期間を拡大し、継続的に実施している。

- 本件については、現在、東京地検特捜部による捜査や公正取引委員会による調査が行われており、それらの捜査等に支障を来さない範囲で調査を進めることが前提である。

(3) 有識者会議における助言

- 当面の調査状況について、「東京都における国際スポーツ大会のガバナンス強化に向けた有識者会議」に報告を行った。
- 有識者からは、
 - ・報道を受けて、都として速やかに調査を立ち上げ、契約手続き等の規程や事実関係を把握したことは妥当
 - ・捜査が進捗している状態でも、組織のガバナンス確保の観点から内部調査を進めることは妥当
 - ・調査状況の公表については、捜査の状況も踏まえ、調査の進捗が一定程度まとまった段階で行うことが妥当
 - ・今後の調査の拡充・深掘りにあたっては、第三者専門家の指導・助言のもとで行っていくことが適当との意見・助言があった。

(4) 今後の調査について

- こうした状況の変化と助言を踏まえ、有識者の指導・助言のもと調査を継続していく。
- 今後の調査においては、有識者の専門的な見地から進め方を含め提案をいただき、引き続き調査を進めていく。
- なお、今後、捜査等の状況も踏まえて調査を継続し、調査の結果については、捜査・公判の状況を見極めながら、改めて報告を行う。